

令和3年富良野市教育委員会第11回定例会

| | |
|-----------------|--|
| 開催年月日 | 令和3年11月25日(木) 午前11時29分開会 |
| 開催場所 | 富良野図書館 2階多目的室 |
| 出席委員 | 教育長 近内 栄一 委員 宮本 鎮栄 委員 津山 正樹 委員 菅野 義則 委員 渡邊 啓子 |
| 欠席委員 | なし |
| 説明のために出席した者の職氏名 | 教育部長 亀淵 雅彦 学校教育課長 佐藤 清理 学校教育課主幹 松原 光利 こども未来課主幹 菅原 誠 虹いろ保育所長 桑折 恵史子 学校教育課管理係長 石坂 征和 |
| 議事日程 | 日程第1 会期の決定について 日程第2 議案第1号 富良野市いじめZERO推進基本方針の改訂について 議案第2号 富良野市子ども・子育て会議委員の委嘱について 議案第3号 富良野市立保育所苦情処理対策実施における第三者委員の委嘱について |
| 会議録署名委員の氏名 | 教育長は、会議録署名委員に次の委員を指名した。 菅野 義則 委員 |
| 傍聴人 | なし |

議事の経過

開会 午前11時29分

近内教育長

只今より令和3年富良野市教育委員会第11回定例会を開会いたします。
会議録署名委員には、菅野委員をお願いいたします。
次に、教育長事務報告をお願いします。

亀淵教育部長

令和3年10月21日から11月24日までの事務報告をいたします。お手元の資料に基づき、主だったものについてご説明いたします。

11月17日、いじめ問題審議会に出席しています。
11月24日、子ども未来づくりフォーラムに参加しております。
以上です。

近内教育長

只今の教育長事務報告について、何かご質問、ご意見ございませんか。

《各委員より「なし」の声あり》

近内教育長

無ければ、次に進みます。
これより 議題に入ります。
日程第一 会期の決定についてお諮りいたします。
会期については、本日一日と致したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声あり》

近内教育長

ご異議なしと認めます。よって、只今お諮りのとおり決しました。
日程第二に移ります。
議案第1号を議題といたします。
議案第1号「富良野市いじめ ZERO 推進基本方針の改定について」を説明願います。

亀渕教育部長

議案第1号 富良野市いじめ ZERO 推進基本方針の改定について、ご説明申し上げます。
本件は、平成27年度2月16日より施行した富良野市いじめZERO推進基本方針をもとに、『すべては子どもたちのために』を合い言葉に、いじめを許さない文化と風土を社会全体でつくり、いじめの根絶に取り組むための対策を総合的かつ効果的に推進してきたところです。
平成29年3月に文部科学省より「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が策定されたことを受け、いじめに関する重大事態について、学校の設置者又は学校において法、基本方針に則った適切な調査の実施に資するため、教職員間で危機意識を共有した上で、重大事態の被害者及びその保護者に調査結果が適切に提供され、情報共有に基づく組織的対応を速やかに行うことができるよう改定するものでございます。

以下、改定した箇所について条を追ってご説明申し上げます。

第4章第2条は、重大事態の疑いのある事案について、早い段階で報告・相談することを追加するものでございます。

第3条は、重大事態の報告を受けた場合、その事案の調査を行う主体を追加するものでございます。

第4条は、第3条の調査を行うための組織について改定するものでございます。

第5条は、事実関係を明確にするための調査の実施を追加するものでございます。

第6条は、第4条及び第5条を、調査の提供及び報告に改定するものでございます。

第7条は、第6条を事後の再発防止の取組に改定するものでございます。

第8条は、調査結果の公表、公表の方法等の確認を追加するものでございます。

第9条から第11条は、市長による再調査及び結果の報告を追加するものでございます。

第5章は、その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項について追加するものでございます。

なお、この基本方針は、令和3年12月1日から適用しようとするものでございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

近内教育長

只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声あり》

近内教育長

無ければ、議案第1号について同意することにご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声》

近内教育長

ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり決しました。

次に、議案第2号「富良野市子ども・子育て会議委員の委嘱について」を説明願います。

亀渕教育部長

議案第2号 富良野市子ども・子育て会議委員の委嘱について、ご説明申し上げ

げます。

本件は、富良野市子ども・子育て会議設置条例第3条第2項の規定に基づき、委員を委嘱しているところでございますが、現委員は令和3年11月30日をもって任期満了となることから、別紙のとおり新たに委員の委嘱を行うものでございます。

委嘱期間につきましては、令和3年12月1日から令和5年11月30日までとするものでございます。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

近内教育長

只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声あり》

近内教育長

無ければ、議案第1号について同意することにご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声》

近内教育長

ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり決しました。

次に、議案第3号「富良野市立保育所苦情処理対策実施における第三者委員の委嘱について」を説明願います。

議案第3号 富良野市立保育所苦情処理対策実施における第三者委員の委嘱について、ご説明申し上げます。

亀渕教育部長

本件は、社会福祉法第82条、児童福祉施設最低基準第14条の3第1項及び富良野市立保育所苦情処理対策実施要綱第5条に基づき、富良野市立保育所が提供する保育サービスについて、利用者からの苦情に適切な対応を図るため社会の実情に通じ、幅広い見識と経験を有するものとして、5名を委嘱するものでございます。

委嘱期間は、令和3年12月1日から令和5年11月30日までの2年間です。

以上、よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

近内教育長

只今の説明について、ご質問、ご意見等ございませんか。

《各委員より「なし」の声あり》

近内教育長

無ければ、議案第1号について同意することにご異議ございませんか。

《各委員より「異議なし」の声》

近内教育長

ご異議なしと認めます。よって、原案のとおり決しました。

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。

これをもって令和3年富良野市教育委員会第10回定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時36分